

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人富山医科薬科大学（以下「本学」という。）の平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの平成 17 事業年度の業務、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）並びに決算報告書及び事業報告書について監査を実施し、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法の概要

私ども監事は、本学の監事監査規程、平成 17 事業年度について監事が定めた監査方針と監査計画及び一般に妥当と認められる監査手続きに従い、役員会、教育研究評議会、経営協議会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部、研究所、附属図書館、附属病院及びセンター等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 役員の職務執行に関し不正の行為又は法令もしくは本学諸規程に違反する重大な事実は認められません。また、法人と法人の長との利益相反事項は認められません。
- (2) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 財務諸表は記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 決算報告書は本学の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 事業報告書は本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

3. 後発事象

- (1) 平成 17 年 5 月 25 日に「国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 49 号）が公布されました。この法律の施行期日である平成 17 年 10 月 1 日をもって本学、国立大学法人富山大学及び国立大学法人高岡短期大学（以下「3 国立大学法人」という。）は全て解散し、(新)国立大学法人富山大学が設立されました。国が承継する資産を除き、解散した 3 国立大学法人の一切の権利及び義務は(新)国立大学法人富山大学が承継いたしました。
- (2) 平成 16 事業年度の当期末処分利益のうち経営努力により生じたとされた額について文部科学大臣の承認を受けました。

平成 17 年 12 月 22 日

国立大学法人富山大学

監事 山森利平



監事 松下勝八

